
令和4年大和町議会9月定例会議会議録

令和4年9月7日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（17名）

2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君
10番	渡辺良雄君		

欠席議員（1名）

1番	宍戸一博君
----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	町民生活課長	阿 部 昭 子 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	野 田 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時00分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番堀籠日出子さん及び15番馬場久雄君を指名します。

日程第 2「認定第 2号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 3「認定第 3号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」

日程第 4「認定第 4号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳
出決算の認定について」

日程第 5「認定第 5号 令和3年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳
出決算の認定について」

日程第 6「認定第 6号 令和3年度大和町落合財産区特別会計歳入歳
出決算の認定について」

日程第 7「認定第 7号 令和3年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出
決算の認定について」

日程第 8「認定第 8号 令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計歳
入歳出決算の認定について」

日程第 9「認定第 9号 令和3年度大和町下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定について」

日程第10「認定第10号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計

歳入歳出決算の認定について」

日程第11「認定第11号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第12「認定第12号 令和3年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第2、認定第2号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第12号 令和3年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

おはようございます。

国保特別会計からスタートさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

では、議案書34ページをお開きください。

認定第2号でございます。

令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、216ページからになります。

決算書の222、223ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税でございます。

1目と2目ではありますが、全体での調定額は5億710万1,602円となっております。収入済額は4億4,483万850円で、収納率は約88.7%となっております。

3年度の現年分の徴収につきましては96.4%になります。滞納繰越分につきましては、1目と2目を合わせまして約36.7%になります

決算書224、225ページをお開きください。

2款1項1目督促手数料でございます。調定どおり収入済みとなっております。

3款1項1目国庫補助金につきましては、コロナウイルス感染症に係る災害等臨時特例補助金でございます。調定どおりの収入済みとなっております。

4款1項1目保険給付費等交付金につきましては、こちらも調定どおりの収入済みとなっております。

226、227ページをお開きください。

5款1項1目につきましては、国保財政調整基金と国保資金貸付基金の利子でございます。調定額どおり収入済みでございます。

6款1項1目につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

228、229ページをお開きください。

2目は、国保資金貸付基金の額を400万円減額したことにより繰入金でございます。

7款につきましては、前年度からの繰越金でございます。

8款につきましては、延滞金、預金利子、被保険者からの返納金でございます。全て調定どおり収入済みでございます。

続きまして、歳出でございます。

決算書232、233ページをお開きください。

主要な施策成果に関する説明書は127ページから129ページをご参照ください。

1款1項1目は、一般管理費になります。人件費を除いて説明させていただきます。

1節につきましては、事務補助のパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。8節につきましては、そのパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節につきましては、事務用品、コピー代、参考図書代、届出書や保険証、特別会計予算決算書等の印刷代でございます。11節につきましては、保険証等郵送料でございます。12節につきましては、保険者事務協同電算処理、レセプト点検業務、システム運用保守点検業務、ジェネリック医薬品差額通知書の作成、医療医通知書の作成等の業務委託料でございます。13節につきましては、国保給付システム利用料でございます。

2目国民健康保険団体連合会負担金につきましては、国保連の運用に要する市町村割の負担金でございます。

決算書234、235ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費につきましては、国保税の徴収事務に要した経費でございます。

す。

10節につきましては、事務用品や納税通知書の印刷代でございます。11節につきましては、郵送料やコンビニ納付、口座振替に係る手数料でございます。

3項1目につきましては、国保運営協議会に要した経費でございます。

1節につきましては、9名の国保運営協議会委員の報酬でございます。8節につきましては、同じく委員の費用弁償でございます。10節につきましては、事務用品代、参考図書代、会議時お茶代でございます。11節につきましては、通知等の郵送代でございます。

4項1目趣旨普及費でございます。10節につきましては、国保制度等周知啓発用パンフレット代でございます。11節につきましては、ジェネリック医薬品差額通知の郵送代でございます。

決算書236、237ページをお開きください。

2款1項1目から4目の療養費は、本町の医療費分の公費分の負担金でございます。

5目の審査手数料につきましては、国保連へのレセプトの審査手数料でございます。

決算書236から239ページにかけてになります。

2項1目から4項の高額療養費につきましては、被保険者及び国保連への支払いを行いました高額療養費でございます。

3項の移送費につきましては、支出はございませんでした。

240、241ページをお開きください。

4項の出産育児所費につきましては、8件の出産に対しましての負担金と支払い事務に係る委託料でございます。

5項の葬祭費につきましては、38件の負担金でございます。

6項の傷病手当につきましては、支出はございませんでした。

240から243ページになります。

3款につきましては、国保事業の県単位化による町の負担金でございます。

242、245ページになります。

4款は、退職者医療費適正化に伴う負担金でございます。

244、245ページをお開きください。

5款1項1目保険衛生普及費につきましては、特定保健指導や健康教室、被保険者の各種健診助成等に要した費用でございます。

1節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。7節につきましては、保健指導の際の受講達成記念品代でございます。8節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節につきましては、事務用品等の消耗品代、パンフレット代等でございます。11節につきましては、事業実施時のはがき代でございます。12節につきましては、特定保健指導業務、特定健診受診者生活習慣病重症化予防システムの保守等の業務委託料でございます。27節につきましては、被保険者の各種健診助成に係る繰出金でございます。

2項特定健康診査等事業費につきましては、国保加入者の40歳から74歳までの方の特定健康診査等に要しました経費でございます。

10節につきましては、コピー代、特定健診の通知書及び返信用の封筒印刷代でございます。11節につきましては、通知書等の郵送料と受診券の発行手数料でございます。

決算書246、247ページをお開きください。

12節につきましては、特定健康診査及びデータ管理等に係る委託料でございます。

6款1項1目財政調整基金積立金につきましては、基金の利子及び国保貸付資金基金の減額した分を財政調整基金へ積立てするものでございます。

7款の諸支出金につきましては、過年度の国保税の還付及び還付加算金、令和元年度、2年度保険給付費等交付金等の精算による返還金でございます。

248、249ページをお開きください。

8款1項1目の予備費につきましては、支出はございませんでした。

250ページをお開きください。

実質収支に関する調書になります。

歳入総額は23億4,474万2,000円になります。歳出総額は22億7,359万8,000円になります。歳入歳出差引額及び実質収支額は、どちらも7,114万4,000円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金繰入額は3,600万円となります。

なお、決算年度末国保会計財政調整基金の残額につきましては、2億8,189万1,000円となっております。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

続きまして、議案書35ページをお願いいたします。

認定第3号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書でございますが、251ページからとなります。

決算書255、256ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料でございます。歳入済額4億9,004万2,215円となりまして、調定対比98.47%となっております。歳入未済額につきましては、滞納繰越分を含めまして610万5,668円となっております。

次に、2款使用料及び手数料1項1目につきましては、督促料でございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費は、介護給付の法定負担分の国庫負担金でございます。

1節は現年分であり、2節は令和2年度分の額の確定に伴う追加交付金でございます。

257、258ページをお願いいたします。

2項1目調整交付金は、介護保険料の法定負担分の交付金でございます。

2目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る交付金でございます。

3目保健機能強化推進交付金と4目保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組に対する国からの交付金でございます。

5目は、介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修に要します補助金でございます。

6目災害臨時特別補助金は、新型コロナウイルス感染症対策分として保険料を減免した分の補助金でございます。

259、260ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金につきましては、1項1目介護給付費負担金及び2目地域支援事業支援交付金は、介護給付費及び地域支援事業の法定負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担分は、介護給付費の法定負担分の県負担分でございます。

261、262ページをお願いいたします。

3 項 1 目地域支援事業交付金は、介護予防事業及び包括的支援事業総合相談事業に係ります県補助金でございます。

6 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金は、財政調整基金からの利子でございます。

7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節は、介護給付費の12.5%相当の法定繰入でございます。2 節は職員給与費等の繰入れでございます。3 節は事務費分の繰入れでございます。

263、264ページをお願いいたします。

4 節は地域支援事業の介護予防事業に係ります繰入金でございます。5 節は低所得者の保険料軽減に係ります繰入金でございます。

8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、令和 2 年度からの繰越金でございます。

9 款諸収入でございます。

1 項 1 目につきましては、第 1 号被保険者の延滞金でございます。

265、266ページをお願いいたします。

3 項 4 目雑入でございますが、グループホームすずらんに係る建物の貸付料、2 事業の配食サービス等の利用者負担分、健康貯金友の会の参加費、要介護認定調査費の収入でございます。

次に、267、268ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、130ページからご参照お願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費、維持運営費等でございます。

2 節、3 節、4 節は、事務職員 3 名分と合わせ任用職員の人件費でございます。10 節は、事務用品、プリンタートナーカートリッジ等の消耗品費、介護保険証等の印刷製本費でございます。11 節は、国保連団体連合会への介護給付通知作成処理手数料、グループホームすずらんに係る火災保険料でございます。12 節は、介護保険事務処理システム保守料及び制度改正等に伴うシステム改修業務に要しました費用でございます。13 節は、グループホームすずらんに係る土地借り上げ料でございます。

269、270ページをお願いいたします。

18節は、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金及び国保連との高速回線に係るライセンス更新料の負担金でございます。24節は、介護保険財政調整基金への積立てを行ったものでございます。

2項1目賦課徴収費でございます。10節は事務用品の消耗品費、保険料納入通知書等の印刷製本費でございます。11節は、通知書の郵送料及び口座振替コンビニ収納事務に要した手数料でございます。

3項1目認定調査等費の7節及び8節は、介護認定調査に係ります調査員8名の報酬費及び費用弁償費でございます。10節は事務用品、コピー代等の消耗品費、公用車2台分の燃料費、公用車の車検に要した費用でございます。11節は電話料金、郵送料金としての通信運搬費のほか、主治医の意見書作成に係ります手数料、公用車の保険料等に要した費用でございます。なお、主治医の意見書作成の支払い不足によりまして5万7,000円の予算を充用してございます。12節は町外施設入所者の要介護認定調査をする際の業務委託料でございます。13節は認定調査に係ります駐車場使用料でございます。

271、272ページをお願いいたします。

18節は介護認定審査会の運営費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。26節は公用車の自動車重量税でございます。

4項1目計画策定委員会費の1節及び8節並びに10節につきましては、介護保険運営委員会委員への報酬、費用弁償及び運営委員会開催に係りますお茶代に要した費用でございます。

2款保険給付費は、介護サービスの実績に基づく給付費負担金でございます。

1項1目居宅介護サービス給付等費は、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等の居宅介護費及び住宅改修費、福祉用具費に係ります給付費負担でございます。

2目施設介護サービス給付等費は、介護保険福祉施設、介護老人保健施設等への給付費負担金でございます。

273、274ページをお願いいたします。

3目居宅介護サービス計画等費は、ケアプラン作成等に伴います給付費負担金でございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費は、グループホーム及び通所サービスに係ります給付費負担金でございます。

2項1目高額介護サービス等費11節は、郵便料金及び高額介護サービス支給処理に係ります国保連合会への支出手数料でございます。18節は高額介護サービスの給付

費負担金でございます。

2目高額医療合算介護サービス費は、高額医療費、介護サービス等の個人負担が一定の割合を超えた方に対しまして給付費の負担を行ったものでございます。

275、276ページをお願いいたします。

3項1目介護予防サービス給付等費及び2目介護予防サービス計画給付等費の18節は、要介護認定の要支援1、2の方々への介護予防サービスに係る給付費負担金でございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費の18節は、特定入所介護等の給付費で、入所者の居住費、会費に係ります給付の負担金でございます。

5項1目審査支払手数料11節は、介護給付費の審査手数料でございます。

277、278ページをお願いいたします。

3款1項1目第1号被保険者還付加算金の22節は、第1号被保険者への還付金でございます。

2目償還金の22節につきましては、令和2年度介護給付費負担金及び地域支援事業支援交付金の交付額確定に伴う国、県社会保険診療報酬支払基金への償還でございます。

4款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費に要しました費用でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の12節は、からだ元気教室に係ります業務委託料でございます。18節は介護予防、訪問介護、通所介護サービスに係ります給付費でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業の18節は、介護予防支援に係ります介護予防ケアマネジメント業務及び給付費の負担金でございます。

279、280ページをお願いいたします。

2項1目一般介護予防事業費は、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業に要しました費用でございます。7節は、各行政区の生き生きサロンにおける介護予防出前講座の講師謝礼、健康貯筋友の会の運動指導士への謝金でございます。10節は、健康貯筋友の会事業に伴います事務用品の消耗品費でございます。

3項1目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう相談、実態把握等に要する事業でございます。地域包括センターへの業務委託も含まれておりますが、福祉課で令和3年度受付した相談、支援はございましたが、7節のケース会議に伴います有識者助言への謝金としましての支出の費

用はございませんでした。

3項2目権利擁護事業費につきましては、困難な状況にある高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう専門的、継続的な視点から高齢者の権利擁護の必要な支援に要する費用でございます。7節は高齢者虐待防止等に対応するための弁護士等の謝礼等でございます。10節は権利擁護研修事業に要します事務用品等の消耗品費でございます。12節は高齢者障害者虐待対応連絡協議会への業務委託でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の2節から4節は、保健師3名、社会福祉士2名の専門職5名の人件費であり、地域包括支援センターと連携、調整し、ケアマネジメント新事業に要した費用でございます。

281、282ページをお願いいたします。

7節及び10節は、ケアマネ、ケアスタッフ研修に係る経費でありましたが、黒川地域の持ち回り開催のため、令和3年度におきます経費がかからなかったものでございます。12節は、地域包括支援センター運營業務に係ります委託料でございます。13節につきましては、地域包括支援センターシステムハードウェアの賃貸料でございます。

4目生活支援体制整備事業費の7節並びに10節は、大和町社会福祉協会との合同開催で研修会を行ってきておりましたが、令和3年度におきましては、コロナ禍の影響により住民参加型の研修の開催を見合わせたため、支出はございませんでした。12節は、社会福祉協議会への生活支援コーディネーター業務の委託料でございます。

5目認知症総合支援事業費の7節は、認知症サポーターフォローアップ研修会開催に係ります講師謝礼でございます。8節は、認知症初期集中支援チーム員であります職員の研修に係ります旅費でございます。10節は事務用品等の消耗品費、まほろばカフェオープンによります茶菓子代の食糧費でございます。

283、284ページをお願いいたします。

4項1目任意事業費につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業に要した費用でございます。7節はあんしんコールセンター協力員への謝金でございます。10節は認知症サポーター養成講座資料代でございます。11節は、独り暮らしの高齢者等へのコール機器の設置、撤去手数料に要した費用でございます。12節は、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業機器保守点検に係ります業務委託料でございます。13節はあんしんコール機器借り上げ料でございます。

5項その他諸費1目支払審査手数料の11節は、国保連合会への審査手数料でございます。

5款1項1目予備費の5万7,000円につきましては、1款3項1目11節の介護認定に係ります主治医の支払い料金の不足分に生じた、充用したものでございます。

285ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

総収入額22億8,586万5,000円でございます。歳出総額22億1,389万1,000円でございます。歳入歳出差引額7,197万4,000円でございます。実質収支額も同額7,197万4,000円でございます。

実質収支のうち地方自治法233条の2の規定によりまして、基金繰入金を3,600万円としたところでございます。

参考までに、427ページの決算年度末におけます介護保険事業勘定特別会計の財政調整基金の残額は、1億7,840万4,000円となっております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、議案書の36ページをお願いいたします。

認定第4号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、290ページでご説明をさせていただきます。

成果に関する説明書につきましては、138ページをご参照願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入1節は、宮床生産森林組合、難波山菜生産研究所及び東北電力からの収入です。

2目利子及び配当金につきましては、財産造成基金の利子でございます。

2款繰入金は、財源調整のため基金からの繰入金です。

3款繰越金は、前年度からの繰越金です。

292ページをお開き願います。

歳入合計でございます。予算現額913万2,000円、収入済額913万1,076円であり
ます。

296ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

1 款管理管理会費につきましては、管理委員 6 名に要する費用ございまして、
1 節は委員報酬、8 節は管理会及び協議会の費用弁償、9 節は会長交際費です。

2 款 1 項 1 目一般管理費 7 節は、財産区管理委員推薦委員会の謝金でございます。
10 節は、お茶代のほか、予算書及び決算書の印刷代、電気料です。11 節は郵便料です。
12 節は用務員業務に係ります委託料です。

2 目財産管理費12節は、作業道刈払い及び森林管理巡視業務の委託料ございま
す。18節は町林業地域振興協議会、県水源林造林協議会への負担金でございます。

296ページをお開き願います。

3 目諸費27節は、成果に関する説明書138ページに記載しております団体に対する
助成のため、一般会計へ繰り出しを行ったものです。

以上歳出合計、予算現額913万2,000円、支出済額793万2,834円であります。

298ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額913万1,000円、歳出総額793万3,000円、翌年度への繰越しする財源はご
ざいませぬので、3の歳入歳出差引額と5の実質収支額は共に119万8,000円ござい
ます。

官床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の37ページをお願いいたします。

認定第5号 令和3年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
でございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定を
お願いするものでございます。

決算書につきましては、303ページをお願いいたします。

成果に関する説明書は139ページをご参照願います。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目総務費県補助金 1 節は、壇ノ下地区直営造林地での保育間伐及び作
業道修繕に関する補助金です。

2款1項1目1節は、吉田愛林公益会及び東北電力柱の貸付けによる収入です。

2目利子及び配当金は、財産造成基金の利子でございます。

2項1目不動産売払収入1節は、土地売払収入です。

305ページをお開き願います。

3款繰入金は、財源調整のため財産調整基金から繰入れを行ったものです。

4款繰越金は、前年度からの繰越金です。

5款1項1目森林研究・整備機構支出金は、壇ノ下地区の保育間伐に対し交付されたものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額610万1,000円、収入済額609万8,490円であります。

307ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

1款管理会費につきましては、管理委員7名に要する費用でございまして、1節は管理委員の報酬です。8節は管理会及び協議会時の費用弁償、9節は会長交際費はございませんでした。

2款1項1目一般管理費10節は、お茶代のほか予算書、決算書の印刷代です。11節は郵便料です。

2目財産管理費11節は、森林災害保険料です。12節は壇ノ下の保育間伐業務費でございまして。18節は町林業地域振興協議会及び県水源林協議会への負担金です。21節は土地売払収入の2分の1を地上権契約に基づきまして地上権者へ補償金として支払ったものでございます。

309ページをお開き願います。

3目森林研究・整備機構分収造林管理費12節は、壇ノ下の保育間伐等でございまして。

4目27節は、説明書139ページに記載しております団体に対する助成のため一般会計へ繰り出しを行ったものです。

以上、歳出合計、予算現額610万1,000円、支出済額589万2,829円であります。

311ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額609万8,000円、歳出総額589万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額はそれぞれ20万5,000円でございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の38ページをお願いいたします。

認定第6号 令和3年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書は116ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては、140ページをご参照願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入1節は、相川、報恩時、松坂地区の貸付料収入と、N T T柱の占用に係る収入です。

2目利子及び配当金は、財産造成基金の利子です。

2款繰越金は、財源調整のため基金からの繰入れを行ったものでございます。

3款繰越金は、前年度の繰越金です。

118ページをお開き願います。

一番下でございますが、歳入合計……、すみません、318ページをお開き願います。

一番下の歳入合計でございます。予算現額448万9,000円、歳入済額448万7,604円でございます。

320ページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

1款管理会費につきましては、管理委員7名に要した費用でございまして、1節は管理委員の報酬です。8節は管理会及び協議会の費用弁償です。9節は支出がございませんでした。

2款1項1目一般管理費10節は、お茶代のほか予算書、決算書の印刷代です。11節は郵便料です。

2目財産管理費12節は、除草業務費でございます。

3目諸費27節は、説明書140ページに記載しております団体に対する助成のため、一般会計へ繰り出しをおこなったものでございます。

323ページをお開き願います。

歳出合計、予算現額448万9,000円、支出済額337万3,687円でございます。

324ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額448万7,000円、支出総額337万4,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源は

ございませんので、3の歳入歳出差引額と5の実質収支額はそれぞれ111万3,000円でございます。

落合財産区特別会計は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、議案書39ページをお願いいたします。

認定第7号 令和3年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の329、330ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては、141ページとなりますので併せてご参照願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目利子及び配当金の1節は、基金の利子でございます。

2款1項1目教育費寄附金はございませんでした。

3款1項1目奨学事業基金繰入金の1節は、基金からの繰入金でございます。

4款1項1目繰越金の1節は、前年度からの繰越金でございます。

331ページ、332ページをお願いいたします。

5款1項1目町預金利子はございませんでした。

2項1目奨学費貸付金元利収入の1節につきましては、貸付けを行いました奨学金の償還金であり、現年度分42名、滞納繰越分5名の、合わせて47名から返還をいただいたものとなっております。なお、収入未済額86万8,500円となっております。未納者は5名でございます。未納者とは定期的に連絡を取り督促を行っており、引き続き未納額の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

次に333、334ページをお願いいたします。

歳出となります。

1款1項1目事業費の20節は、大学生10名、高校生1名に対して奨学金の貸付け

を行ったものでございます。なお、貸付金は大学生が月額3万円、高校生が月額1万5,000円となっております。

次に、2目事務費でございます。1節及び8節につきましては、奨学事業審議会の開催における委員の報酬及び費用弁償でございます。10節は予算書、決算書の印刷代でございます。11節は郵便料金でございます。24節につきましては、奨学事業基金へ積立てを行ったものでございます。

335ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

収入総額821万3,000円、歳出総額754万円、差引額が67万3,000円となり、5の実質収支額につきましても同額となっているものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

では、続きまして、議案書40ページをお開きください。

認定第8号でございます。

令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、336ページから350ページになります。

では、決算書の340、341ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料でございます。

1目特別徴収分につきましては、調定どおりの収入でございました。

2目普通徴収につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせまして徴収率は約97.9%でございました。

2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料でございます。

3款繰入金につきましては、一般会計繰入金で、事務費や人件費のほか保険料の

軽減分に係る繰入金でございます。

決算書の342、343ページをお開きください。

4款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5款2項1目保険料還付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合からの保険料の還付金でございます。

決算書344、345ページをお開きください。

同じく4項1目受託事業収入は、県後期高齢者医療広域連合からの健康診査業務受託料でございます。

歳出でございます。

決算書346、347ページをお開きください。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、4ページになります。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療の会計事務に要した経費になります。人件費を除いてご説明させていただきます。10節につきましては、事務用品、コピー代、参考図書代、特別会計の予算、決算書の印刷代でございます。11節につきましては、保険証交付時の郵送料でございます。12節につきましては、後期高齢者健康診査等の委託料でございます。

同じく2項1目徴収費につきましては、保険料の徴収事務に要した経費でございます。10節につきましては、事務用品、保険料の通知書及び通知書送付に係る封筒の印刷代でございます。11節につきましては、通知書の郵送料及びコンビニ収納と口座振替に係る手数料でございます。

決算書348、49ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への保険料の納付金と保健基盤安定負担金でございます。

3款1項1目保険料還付金につきましては、年度途中で保険料に変更等のあった方への還付金でございます。

4款1項1目予備費については、支出はございませんでした。

決算書350ページをお開きください。

歳入総額2億3,265万3,000円となりまして、歳出総額は2億2,851万4,000円になります。歳入歳出差引額と実質収支額は同額の413万9,000円となるものでございます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。

再開は午前11時5分とします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

それでは、議案書41ページをお願いいたします。

認定第9号 令和3年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

下水道事業特別会計は、令和4年4月1日から地方公営企業法を適用し、下水道事業会計に移行しました。令和3年度は、令和4年3月31日をもって会計年度を終了し、同日を持って出納を閉鎖しております。このため、本来の出納整理期間中に収入すべき金額及び支払うべき金額につきましては、下水道事業会計へ引き継いでおります。詳細につきましては、決算書351ページ以降で説明させていただきます。事業の実施概要は、成果に関する説明書134ページ以降になりますので併せてご参照願います。

それでは、決算書355、356ページをお願いいたします。

事項別明細書。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目下水道事業負担金 1 節は、収入済額83万8,140円で、収納率97.7%となっております。2 節は収入済額 8 万8,240円で、収納率81.5%であります。3 節は宮城県環境事業公社からの管理負担金、4 節は地方公営企業適用支援事業に対する農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽事業からの負担金であります。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目下水道使用料 1 節は、使用済額 3 億8,655万2,209 円で、収納率は83.6%、2 節収入済額142万852円で、収納率は31.6%となっております。

す。

2目土木使用料1節は、公共下水道雨水施設道下排水路の占用料であります。

357、358ページをお願いいたします。

2項手数料1目下水道手数料は、排水設備責任技術者登録手数料などで、調定額どおりの収入となっております。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金であります。繰越明許事業費見合いの2分の1について収入未済額を除きます補助金が収入済となっております。

続きまして、4款繰入金、5款繰越金、359、360ページの6款諸収入の2項雑入については、調定どおりの収入済額となっております。

7款町債1項1目下水道債につきましては、繰越明許費であります収入未済額を除いた収入であります。2節から3節につきましては、調定どおりの収入となっております。

360ページの収入未済額の合計1億932万652円につきましては、下水道事業会計の未収金として引き継いでおります。

続きまして、361、362ページの歳出であります。

1款土木費1項1目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほか使用料金などの賦課徴収、水質規制、下水道施設の維持管理に要したものであります。人件費を除きまして主なものについて説明させていただきます。

7節は公共下水道雨水施設の排水路支障木伐採であります。支障木がなく作業が行われなかったため支出しなかったものであります。8節は県下水道公社主催の主幹課長研修会を予定しておりましたが、コロナ感染症対応に伴い研修がなかったものであります。10節はマンホールポンプの電気料、修繕料など、11節はマンホールポンプ管理用電話の使用料、水道事業への調定件数に伴う調定手数料及び下水道管清掃手数料などあります。12節は料金算定業務、メーター検針業務の水道事業への委託料及び流域下水道への接続点17か所と特定事業所28か所の水質検査委託料、その他マンホールポンプの保守点検清掃委託に要した費用であります。13節は下柴崎地内のマンホールポンプ場の土地借り上げ料であり、未払金につきましては、下水道事業会計へ引き継いでおります。

続きまして、363、364ページをお願いいたします。

15節はマンホール蓋及びマンホールポンプ場の補修用材料並びに公共ますの防護蓋などの購入に要したものであります。18節は吉田川流域下水道と仙台市及び大衡村への下水道施設維持管理負担金、26節は消費税及び地方消費税と公用車重量税であり

ます。

2項1目建設費であります。公共下水道補助事業分と町単独事業分及び流域下水道などへの建設負担金が主なものであります。8節は土木研修会を予定しておりましたが、コロナ感染症対応に伴い研修がなかったもの、10節は事業に係る消耗品費であります。12節につきましては、下水道のストックマネジメント実施方針、雨水でございます、策定業務等のほか、2年度から繰り越しておりました公共下水道雨水管路調査業務完成に伴うもの、13節は積算システム2台のシステム利用料であり、未払金は下水道事業会計へ引き継いでおります。

続きまして、365、366ページをお願いいたします。

14節につきましては、単独事業費として幕柳広畑ポンプ場ほか3か所のマンホールポンプ場監視装置更新工事、県道升沢吉岡線ほか1か所の公共下水道汚水管敷設工事、補助事業としまして、町道吉岡南二丁目2号線ほか2路線の公共下水道マンホール浮上防止対策工事などに要したものであります。18節は、宮城県が管理しております吉田川流域下水道の建設負担金であります。

2款公債費1項1目元金償還は107件、2目利子につきましては126件の償還金未払い分であります。なお、令和3年度末借入残高は、前年度より2億2,850万3,000円減の32億3,774万1,000円となっております。

367ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、歳入総額7億7,152万7,000円、歳出総額7億6,470万6,000円、歳入歳出差引額682万1,000円であります。なお、この残額につきましては、354ページの下段に記載のとおり下水道事業につきまして地方公営企業法が適用されたことに伴いまして、同法の規定によりまして下水道事業会計へ引き継いでおります。

367ページの4、翌年度へ繰り越すべき財源としましては、(2)の繰越明許費繰越額76万円、(3)の事故繰越繰越額289万3,000円の合計365万3,000円となり、実質収支額につきましては316万8,000円となったものであります。

下水道会計は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書42ページをお願いいたします。

認定第10号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

農業集落排水事業特別会計は、令和4年4月1日から地方公営企業法を適用し、

下水道事業会計に移行しました。令和3年度は、令和4年3月30日をもって会計年度を終了し、同日をもって出納を閉鎖しております。このため、本来の出納整理期間中に収入すべき金額及び支払うべき金額につきましては、下水道事業会計へ引き継いでおります。詳細につきましては、決算書368ページ以降で説明させていただきます。併せまして、成果に関する説明書145ページをご参照願います。

それでは、決算書372、373ページをお願いいたします。

事項別明細書。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目農業集落排水事業分担金は、関係地区の受益者分担金、1 節は8 件 2 名分で調定どおりの収入、2 節は収入済額 7 万 9,800 円で、収納率は 29.6% になっております。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目農業集落排水施設使用料 1 節につきましては、収入済額 745 万 6,915 円で、収納率 84.4%、2 節は収入済額 9 万 2,014 円で、収納率 61% となっております。

374、375 ページをお願いいたします。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金で、3 年度決算は 5,853 万 3,000 円で、歳入額全体に対する構成割合は 82.6% となっております。

4 款繰越金は、前年度からの繰越金であります。

6 款町債 1 項 1 目下水道債につきましては、公営企業会計適用債であります。

375 ページの収入未済額の合計 162 万 7,045 円につきましては、下水道事業会計の未収金として引き継いでおります。

376、377 ページをお願いいたします。

歳出であります。

1 款農業集落排水事業費 1 項 1 目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンターの管理費、マンホールポンプの維持管理などに要しました経費であります。人件費を除きまして主なものにつきまして説明いたします。

7 節はクリーンセンターからの排水路除草作業に要したものの、10 節はクリーンセンター及びマンホールポンプの電気料、水道料金、消耗品代、クリーンセンターのポンプ及び公用車の修繕費であります。11 節は、使用料収納事務手数料、マンホールポンプ清掃点検作業などに要したものであります。12 節は処理場の運転業務、汚泥処理業務、使用料徴収業務、電気工作物保安管理業務に要したものであります。14 節は、マンホールポンプ場 8 か所の監視装置更新工事と舗装本復旧工事に要したものであり

ます。

続きまして、378、379ページをお願いいたします。

2款公債費1項1目元金償還は16件と、2目利子につきましては17件の償還金支払い分であります。なお、年度末借入残高は、前年より2,897万1,000円減の4億1,689万5,000円となっております。

380ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額7,084万8,000円、歳出総額6,371万3,000円、歳入歳出差引額713万5,000円であります。なお、この残金につきましては、371ページの下段に記載のとおり、農業集落排水事業につきましては、地方公営企業法が適用されたことに伴いまして、同法の規定によりまして下水道事業会計へ引き継いでおります。

380ページの4、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も713万5,000円となっております。

農業集落事業会計につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書43ページをお願いいたします。

認定第11号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

戸別合併処理浄化槽事業特別会計は、令和4年4月1日から地方公営企業法を適用し、下水道事業会計に移行しております。令和3年度は令和4年3月30日をもって会計年度を終了し、同日を持って出納を閉鎖しております。このため、本来の出納整理期間中に収入すべき金額及び支払うべき金額につきましては、下水道事業会計へ引き継いでおります。詳細につきましては、決算書381ページ以降でご説明いたします。併せまして、成果に関する説明書146ページもご参照願います。

それでは、決算書385、386ページをお願いいたします。

事項別明細書。

歳入であります。

1款分担金及び負担金1項1目合併処理浄化槽事業分担金は、新規設置5人槽3基分の設置者分担金であり、調定どおりの収入となっております。

2款使用料及び手数料1項1目合併処理浄化槽使用料は、設置及び管理移行の402基に関わる使用料収入であり、1節は収入済額1,040万9,570円で、収納率は84%、2

節は収納率32.5%となっております。

3 款国庫支出金 1 項 1 目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、新規設置工事に伴います国庫補助金であり、補助対象交付基準額の3分の1の補助金、3基分であり繰越明許費であります収入未済額を除いた収入であります。

387、388ページをお願いいたします。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、財源調整のための一般会計からの繰入れであります。

5 款繰越金は、前年度からの繰越金と繰越明許費であります。

7 款町債 1 項 1 目下水道債は、浄化槽の整備に要しました財源の確保を図ったものであり、収入未済額となります343万3,960円につきましては、下水道事業会計の未収金として引き継いでおります。

391、392ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款合併処理浄化槽費 1 項 1 目一般管理費につきましては、管理浄化槽402基の維持管理に要したものであります。人件費を除き主なものにつきまして説明させていただきます。

10節は、事務事業に代わる印刷製本費、浄化槽の修繕費などであります。11節は浄化槽の法定検査手数料など、12節は保守点検及び清掃業務委託料など、13節は浄化槽普及促進協議会における研修時の駐車場代を予定しておりましたが、コロナ感染症に伴い中止となったため支出がなかったものであります。18節は浄化槽普及促進協議会への負担金であります。26節につきましては、消費税及び地方消費税になります。

393、394ページをお願いいたします。

2 項合併処理浄化槽建設費につきましては、浄化槽設置事業に要した費用であります。

1 目合併処理浄化槽建設費 2 節から 4 節につきましては、人件費に代わるものであります。14節は3基の浄化槽設置に要したもので、その地区別の内訳は、宮床地区5人槽1基、鶴巣地区5人槽2基であります。18節は、吉岡西部区域内の5人槽1基の整備に対します補助金であります。

2 款公債費 1 項 1 目元金につきましては11件、2目利子17件の償還支払い分であります。なお、令和3年度末借入残高は329万5,000円減の1億3,571万8,000円となっております。

395ページをお願いいたします。

395ページの実質収支に関する調書であります。

歳入総額6,379万2,000円、歳出総額5,400万6,000円、歳入歳出差引額978万6,000円であります。なお、この残額につきましては、384ページの下段に記載のとおり、個別合併処理浄化槽事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定によりまして下水道事業会計へ引き継いでおります。

395ページの4、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も978万6,000円となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案書44ページをお願いいたします。

認定第12号 令和3年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。詳細につきましては、決算書396ページからの決算報告書で説明させていただきます。事業の実施状況につきましては、成果に関する説明書147ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

それでは、決算書396、397ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

これらは、いずれも消費税込みの記載となっております。

収入です。

1款水道事業収益につきましては、決算額10億1,279万2,160円となり、前年度対比で2.6%の増となっております。

内訳といたしまして、1項営業収益は7億9,204万4,804円で4.3%の増、2項営業外収益は3%減の2億2,074万7,356円となっております。事業収益が増となりました要因につきましては、岩倉、杜の丘北部地区の開発負担金や既存市街地等における集合住宅建築における開発負担金や加入金の増などによるものであります。

続きまして、支出であります。

1款水道事業費用につきましては、決算額9億3,345万8,364円となり、前年対比0.5%減となっております。

内訳として、1項営業費用9億1,331万9,766円で、前年対比0.8%減、2項営業外費用1,975万4,050円で、前年対比17.6%の増となっております。3項特別損失は38万4,548円となっており、不納欠損、過年度の還付などであります。事業費用については、原油価格、物価高騰の影響により、光熱水費や燃料費などの支出が増加しました

が、人件費の減、メーター交換個数の減などにより減となったものであります。

以上の結果、税込みの収入支出差引額は7,933万3,796円となっております。

続きまして、398、399ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入であります。

1 款資本的収入決算額 1 億1,167万1,800円となっており、1 項企業債9,400万円のほか、2 項出資金、3 項負担金となっております。

次に、支出であります。

1 款資本的支出決算額 2 億6,087万3,200円、1 項建設改良費 1 億9,524万1,700円であります。配水管敷設事業、水道施設更新事業、鶴巢落合系総配水管強化事業及び松坂配水系管網強化整備事業が主なものであります。

このほか、2 項企業債償還金で、以上の収支により資本的収入額が資本的支出に対する不足額 1 億4,920万1,400円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から 1 億3,160万6,700円、消費税資本的収支調整額1,759万4,700円をもって補填いたしましたものであります。

なお、6 月定例会議の諸般の報告において説明させていただきました配水管布設替え工事 1 件と配水管敷設工事 1 件につきましては、地方公営企業法第26条の規定により翌年度へ繰越しいたしております。

続きまして、400ページの損益計算書であります。消費税抜きの金額となっております。

内訳は、407ページからの明細書となっておりますので併せてご参照願います。

1、営業収益は 7 億2,052万2,767円で、前年対比4.1%増。

2、営業費用は 8 億5,659万7,273円で、前年対比0.7%の減となっております。1 億3,607万4,506円の営業損失となっております。

次に、3、営業外収益ですが、他会計補助金、開発負担金及び長期前受金戻入が主なもので、合計 2 億1,503万4,403円。

4、営業外費用は、支払い利息の1,586万1,650円が主なものとなり、営業外収支は 1 億9,782万6,782円となり、営業収支につきましては、6,175万2,276円の経常利益となったものであります。

5、特別損失によりまして、当年度純利益は6,138万3,982円となり、前年度繰越利益剰余金を合わせました当年度末処分利益剰余金は6,432万9,939円となったものであります。

続きまして、401、402ページをお願いいたします。

剰余金計算書であります。

前段が前年度の状況を示しており、中段部分に当年度変動額として資本金、剰余金の変動額を記載しております。当年度については一般会計出資金として1,239万円を受入れ、資本金年度末残高は32億4,610万3,016円となっております。402ページの利益剰余金は、減債積立金に2,000万円を計上したことで未処分利益剰余金の年度末残高が6,432万9,939円となり、利益剰余金合計額を5億8,935万7,867円とし、資本金と剰余金を合わせた資本金合計は38億5,317万5,883円となっております。

403ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書（案）であります。

議会の議決を賜りました後の利益剰余金の処分方法をお示ししているものであります。

未処分利益剰余金から6,000万円を建設改良積立金として積み立てることとし、次年度への繰越利益剰余金を432万9,939円といたすことにつきましてお願いをするものであります。

続きまして、404ページの貸借対照表であります。

資産の部、1、固定資産です。

(1) 有形固定資産につきましては、土地、建物構造物で、合計58億3,717万5,774円、前年対比1.1%の減。

(2) 無形固定資産は、電話加入権、ダム使用权で、43万7,438円となります。

(3) 投資、その他の資産につきましては、投資有価証券8億693万3,000円で、固定資産合計は前年比0.5%増の66億4,454万6,212円となります。

2としまして流動資産は、現金預金、未収金などで5億5,507万5,797円となり、資産合計は71億9,962万2,009円で、前年比0.5%、3,665万4,415円の減となっております。

405ページをお願いいたします。

405ページ、負債の部であります。

3、固定負債、建設改良費等の財源に充てるための企業債で9億8,876万8,767円となります。

4、流動負債、建設改良費等の財源に充てるための企業債未払金、引当金、その他流動負債で、合計額2億4,524万2,481円となります。

5、繰延収益は、償却資産の取得などに伴う補助金などをその収益額として計上

しました長期前受金から長期前受金を収益化した長期前受金収益化累計額を差し引きした額で、21億1,243万4,878円、固定負債、流動負債、繰延収益を合計した負債合計は33億4,644万6,126円となっております。

次に、資本の部であります。

6、資本金は、企業開始時の固有資本金、一般会計出資金など追加出資の繰入れ資本金を振替した減債積立金、建設改良積立金等の組入れなどの資本金となります。合計で32億4,610万3,016円、前年比0.4%の増。

次に、7の剰余金の(1)資本剰余金につきましては、工事負担金、他会計負担金、その他資本剰余金合計で1,771万5,000円。

(2)利益剰余金につきましては、各種積立金と当年度未処分利益剰余金合計で5億8,935万7,867円、剰余金合計は6億707万2,867円、資本合計で38億5,317万5,883円、負債資本合計は71億9,962万2,009円となり、404ページ下段の資産合計と一致するものであります。

続きまして、406ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書です。

1です。営業活動によるキャッシュ・フローです。

企業の営業活動により生み出されますキャッシュ・フローで、当期純利益6,138万3,982円を計上いたし、非資金項目の調整には減価償却費、固定資産除却費、長期前受金戻入、賞与引当金の増減額を計上しております。

営業活動による資産及び負債の増減であります。資産の増減につきましては、未収金などの増減を、負債の増減につきましては、未収金、前受金などの流動資産の増減を計上しております。

ほかに、受取利息及び配当金額978万7,437円と、起債償還分の支払い利息1,586万1,650円を計上し、合わせまして営業活動によるキャッシュ・フロー合計2億5,784万1,118円となるものであります。

2の投資活動によるキャッシュ・フローです。

将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に関わる資金の状態を表すものであります。

建設改良としまして、1億7,764万7,000円を投資しております。上記実施に係る収入1,767万1,800円は、一般会計出資金などであります。

投資活動による資金の増減並びに負債の増減、投資有価証券の増減は、有価証券売却に伴う収入を合わせました投資活動によるキャッシュ・フロー合計としましては、

3億4,738万4,030円となっております。

次に、3、財務活動によるキャッシュ・フローです。

増資、減資による資金の収入支出及び借入返済による収入支出など、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを表すものであります。

企業債の発行及び償還分が財務活動によるキャッシュ・フローで合計2,836万8,500円となっております。

資金増減額は6,117万4,412円減となり、営業活動、投資活動、財務活動、それぞれのキャッシュ・フローの合計となるものです。資金期首残高は5億7,439万5,354円と合わせた資金期末残高は5億1,322万942円となっております。

続きまして、407ページから409ページの収益費用明細書であります。消費税抜き
の金額となります。

407ページをお願いいたします。

1 款水道事業収益 1 項 1 目給水収益は、水道料金 6 億5,775万4,403円であり、前
年対比5.9%の増であります。

2 目加入金につきましては、前年対比12%増。

3 目その他営業収益 1 節はコードカバー、メーターカウンターなどの売却代、2
節は設計審査手数料、開栓手数料など、3 節は下水道使用料などの徴収業務受託料、
消火栓維持管理料であります。

2 項営業外収益です。

1 目他会計補助金は一般会計補助金で、基本水量の留保水量見合い分、簡易水道
管理費など前年比34%の減となっております。

2 目受取利息及び配当金は、預金及び有価証券などの配当金。

3 目開発負担金は13件であり、岩倉、杜の丘北部地区の開発負担金や民間開発及
びアパート建築などによるものであります。

4 目長期前受金戻入は、資産取得時に財源とした補助金などを減価償却に対応し
て収益化したものであります。

5 目雑収益は、配水管の第三者による漏水事故に伴う修繕益、東京電力放射能検
査費用賠償金及び窓口におけるコピー代などであります。

収益合計は9億3,555万7,170円であり、前年度に比較いたしまして3.4%の増とな
っております。

408ページをお願いいたします。

408ページ、費用であります。

1 款水道事業費用 1 項 1 目浄配水費の主なもので、1 節から 4 節までは会計年度任用職員の報酬、職員人件費、8 節は電話料、監視用テレメーターの専用回線料などであり、10 節はメーター検針、水質検査、メーター交換業務委託などに要した費用であり、13 節は町内 5 か所のポンプ場における動力の電気料であり、15 節につきましては、各種水道施設の修繕に要した費用です。16 節は 344 万 1,601 立米を宮城県大崎広域水道から受水しました料金で、前年対比 0.9% の増となっております。17 節は水道料金調定システム、企業会計システムなどのシステム借り上げ料であります。

409 ページをお願いいたします。

409 ページ、2 目総係費は運営管理に要する事務費で、1 節は水道事業審議会の委員 10 名分の報酬、2 節は審議会委員の費用弁償と水道技術管理者資格取得のための職員旅費、3 節は審議会用お茶代、4 節は日本水道協会などへの負担金であります。5 節は水道庁舎の宿日直業務委託料、9 節は配水管水管橋添架による借り上げ料です。

3 目減価償却費は、建物、構築物、車両、機械器具などの有形固定資産、電話加入権、ダム使用権の無形固定資産の本年度償却分であります。

4 目資産減耗費 1 節は棚卸資産の減耗費、2 節は固定資産除却費で、消火栓の所管替えによるもの。

5 目その他営業費用につきましては、コードカバー、メーターカウンターなどの貯蔵品の売却原価であります。

2 項営業外費用です。

1 目支払利息は、企業債利息の支払い分。

2 目雑支出は、仮払い消費税及び地方消費税であります。

3 目特別損失は、不納欠損及び過年度分の還付などであります。

費用合計は 8 億 7,417 万 3,188 円で、前年度と対比しまして 1.3% 減となっております。

続きまして、410 ページ、411 ページをお願いいたします。

固定資産明細書であります。

(1) 有形固定資産、土地、建物など種類別に整理しておりますが、合計で説明させていただきます。

年度当初現在高が 102 億 5,953 万 8,157 円、当年度増加額 1 億 7,874 万 7,000 円、当年度減少額 225 万円で、当年度末現在高は 104 億 3,603 万 5,157 円となります。

当年度の増加は鶴巢下草、升沢、難波金取南地区の配水管布設替え工事、鶴巢落

合系総配水管敷設工事及び松坂配水系管網強化工事など、機械及び装置は松坂取水口への監視カメラ設置及び量水器購入による増、建設仮勘定は令和3年5月に発生しました宮床系送水管つなぎ水管橋更新の実施設計及び難波金取南浄配水場更新の基本設計であります。減少分につきましては、構造物の減少に伴うもの。仮勘定につきましては、吉田川河川改修に伴う高田中央橋添架工事実施設計完了に伴います本勘定へ振替を行ったことによる減であります。

411ページの年度末償却未済高につきましては、58億3,717万5,774円となっております。

次に、(2)無形固定資産明細書であります。

年度当初額46万9,146円に対しまして、ダム使用権の当年度償却額の減少によりまして年度末現在高は43万7,438円となっております。

続きまして、412ページをお願いいたします。

412ページであります。重要な会計方針に係る事項に関する注記であります。

1、資産の評価基準及び評価方法など、それぞれ記載の方法により実施しているものであります。

413ページ、414ページをお願いいたします。

企業債の明細書となっております。

政府資金につきましては、平成5年3月から平成31年3月までのそれぞれ発行の21件、公営企業金融公庫につきましては、平成13年3月から令和4年3月までの21件、民間資金につきましては1件で、種類別、発行年月日順に整理をいたしておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第13「報告第12号 令和3年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

議長 (高平聡雄君)

以上で説明を終わります。

日程第13、報告第12号 令和3年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、議案書の45ページをお願いいたします。

報告第12号 令和3年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和3年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、別添の監査委員の意見を付しましてご報告申し上げます。

この健全化比率の算定対象につきましては、町で管理しております公営企業を含む全ての会計及び関係する一部事務組合分も含めまして比率を算定するものでございます。

ページ中ほどの1の健全化判断比率をご覧ください。

表の左側に実質赤字比率から縦に全部で4つの項目がございます。実質赤字比率と連結実質比率につきまして、令和3年度決算では赤字がございませんでしたのでハイフン表示となっております。

次の実質公債費比率は1.0%であります。この数字が低いほど健全ということになります。

最後の将来負担比率は、将来負担額に対しまして充当可能財源が上回っておりまして、平成25年度以降ハイフン表示となっております。

表の右側でございます早期健全化基準につきましては、ここに記載された数値を超えますといわゆるイエローカードとなり、その右の財政再生基準の数値を超えますとレッドカードに該当するものでございます。

次に、2の資金不足比率でございますが、本町の場合、水道事業会計のほか3会計が対象となっておりますが、いずれも資金不足は生じていない状況でございますのでハイフンの表示となっております。なお、別冊で用意いたしました令和3年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率に関する説明資料に算定方法等記載いたしておりますのでご参照いただければと存じます。

以上、報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

失礼しました。以上で報告第12号を終わります。

暫時休憩します。

再開は、午後1時からとします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、令和3年度大和町歳入歳出決算審査並びに令和3年度財政健全化審査及び経営健全化審査の報告を監査委員に求めます。代表監査委員櫻井貴子さん。

代表監査委員（櫻井貴子君）

監査委員の櫻井貴子です。どうぞよろしくお願いたします。

今野信一監査委員とともに監査いたしました令和3年度大和町各種会計決算並びに財政健全化審査の結果につきまして、代表いたしましてご報告申し上げます。

お手元に配付してございます令和3年度大和町各種会計決算審査意見書、財政健全化等審査意見書に従いましてご報告いたします。

1ページをお願いいたします。

初めに、令和3年度大和町歳入歳出決算の審査意見についてでございます。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして審査に付されました令和3年度一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに令和3年度基金運用状況報告書を審査いたしましたので、ご報告いたします。

2ページをお願いいたします。

第1、審査の対象でございます。令和3年度大和町一般会計決算並びに大和町国民健康保険事業勘定特別会計決算から大和町戸別合併処理浄化槽特別会計決算までの10の特別会計と、大和町水道事業会計決算でございます。

第2、審査の期間でございますが、一般会計決算につきましては、7月11日から8月10日までのうちの19日間、各種特別会計決算につきましては、7月12日から8月8日までのうちの5日間、各種基金運用状況につきましては、7月11日から8月8日までのうちの5日間、財産に関する調書につきましては、7月12日、水道事業会計決算につきましては、8月1日に審査いたしました。

第3、審査の結果でございますが、審査に付されました令和3年度各種会計決算に

つきましては、決算係数に誤りはなく、歳入確保の努力、歳出の効率性が保たれており、書類も整備されており、会計経理は全般的に見て妥当と認めました。

3ページをお願いいたします。

第4、決算の概要と意見の総括でございますが、水道事業会計を除く一般会計と10の特別会計で見ますと、歳入におきまして予算現額211億4,023万9,000円、調定額213億6,922万9,778円に対しまして、収入済額206億2,509万6,444円で、予算対比97.56%、調定対比96.52%の収入割合でございました。一般会計の収入済額148億2,773万5,554円のうち、町税の占める割合は39.82%の59億393万1,332円となっており、前年度より1億9,288万562円の減となっております。

4ページをお願いいたします。

これは、法人町民税が前年度より2億721万7,000円の減、固定資産税がコロナ禍により土地の課税標準額が前年度の額に据え置かれたなどによるものでございます。

また、認定いたしました不納欠損額は、前年度より888万9,571円減額の1,368万4,422円となっております。いずれも合法的な手続が取られておりますのでやむを得ないものと認定いたしました。

その結果、収入未済額は7億3,044万8,912円となりました。

地方交付税は、普通交付税が4年ぶりに1億6,268万円交付されております。

特別交付税は、大雪による除融雪業務などに要する経費が考慮されております。

災害復興特別交付税は、復興特区の減免が前年度とほぼ同額となり、合計額が前年度と比較して1億8,616万7,000円増の12億9,381万5,000円となっております。

財源確保のための繰入金は、財政調整基金及びふるさと応援基金などからの繰入額減額により前年度対比41.95%減額の4億9,433万3,000円となっております。

また、財政調整基金をはじめとする積立基金残高は8億1,505万5,000円増の64億1,530万6,000円となっておりますが、学校校舎建設や各種施設の維持管理などに要する経費が見込まれますことから財源の重点的で効率的配分を念頭に各種事業の遂行に全力を尽くされるとともに、経費の節減合理化にさらなる努力をお願いいたします。

令和3年度会計は、一般会計と10の特別会計で歳入予算総額211億4,023万9,000円、調定額213億6,923万円、収入済額206億2,509万7,000円となります。

歳出につきましては、支出済額198億4,566万1,000円となり、予算現額に対する執行率は93.88%となりました。

5ページをお願いいたします。

一般会計の繰越明許費7億281万7,000円、事故繰越103万4,000円が翌年に繰り越さ

れております。これは、主に下草橋及び悟溪寺橋の橋梁工事や都市計画道路吉田落合線など道路改良工事に際しまして埋蔵文化財の調査や河川及び道路管理者と協議に時間を要したものであり、やむを得ないものと認めました。

以上の結果から、令和3年度決算につきましては、各課における事業につきましても計画に沿って実施され、成果を得られておりますことから、一般会計、特別会計共に適正に執行されたものと認められます。

続きまして、令和3年度町債現在高につきまして、5ページ中段の表をご覧くださいます。

町債現在高につきましては、前年度に比較して、普通会計で2億8,082万4,000円の減、下水道事業会計で2億2,850万3,000円の減、農業集落排水事業会計で2,897万2,000円の減、戸別合併処理浄化槽会計で329万5,000円の減、水道事業会計で6億5,982万6,000円の減となっております。

本町の実質公債費比率は1.0%になっておりますが、全会計を合計した残高は前年より12億142万3,000円の減となっており、総額では93億737万5,000円となっております。

町債の償還は、後年度の義務的経費の増加を招きますので、長期的視点に立った財政見直し並びに償還計画に沿った中での運用になお一層留意するようお願いいたします。

次の、2) 一般会計の財政の概要からにつきましては、大変恐れ入りますが、皆様にお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、財政健全化法に係る審査意見につきましてご報告いたします。

資料の39ページをお願いいたします。

令和3年度財政健全化法に係る審査意見につきましてご報告いたします。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定によりまして審査に付されました令和3年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率につきまして、審査いたしましたのでご報告いたします。

40ページをお願いいたします。

令和3年度財政健全化審査及び経営健全化の審査意見でございます。

1、審査の概要ですが、この審査は町長から提出されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となります事項を記載いたしました書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2、審査の結果でございます。

(1) 総合意見でございますが、審査に付されました下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となります事項を記載いたしました書類は、いずれ

も適正に作成されていると認められます。

なお、健全化判断比率、資金不足比率の具体的比率につきましては、中段以降の表のとおりでございますので、ご確認をお願いいたします。

41ページをお願いいたします。

(2) 個別意見でございます。

①実質赤字比率につきましては、令和3年度の決算は黒字となっており、実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は、4.46%と適正な比率となっております。

②連結実質赤字比率につきましても、令和3年度の比率は黒字となっており、連結実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は11.22%と適正な比率となっております。

③実質公債費比率についてでございます。令和3年度の比率につきましては、1.0%となっており、早期健全化基準の25%を下回り、良好な比率となっております。

④将来負担比率につきましては、令和3年度の比率は該当なしとなり、前年度同様に良好でございます。

⑤資金不足比率についてでございますが、令和3年度は水道事業会計が3億7,363万9,000円、下水道事業特別会計が316万7,000円、農業集落排水事業特別会計が713万5,000円、戸別合併処理浄化槽特別会計が978万6,000円の資金余剰額があり、資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況ではなく、良好な状態にあると認められます。

(3) 改善を要する事項でございますが、特に指摘すべき事項はなく、改善を要する事項もございません。

報告は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

ただいま監査委員から報告をいただきました。

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承願います。

決算特別委員会の設置について

議長（高平聡雄君）

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第12号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後 1時24分 休憩

午後 1時29分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告します。委員長に大須賀啓議員、副委員長に千坂博行議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月8日から9月15日までの8日間本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、9月8日から9月15日までの8日間を休会することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月16日の決算特別委員会終了後とします。

大変お疲れさまでした。

午後 1時30分 延 会